

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名： サニー設備工業株式会社（法人番号：9430001046809）
業者の住所： 北海道美唄市字峰延92番地の15
- 2 指名停止措置期間： 令和7年 7月22日から
令和7年10月21日まで（3か月）
- 3 指名停止措置の範囲： 北海道（帯広防衛支局長の指名停止措置対象区域を除く。）
- 4 事 実 概 要： 上記有資格者の前代表取締役は、美唄市発注の上下水道工事をめぐり、美唄市役所元職員に対し、競争で有利な立場になった謝礼として約85万円相当の旅行代金等を負担した疑いがあるとして、令和7年4月14日に贈賄容疑で北海道警察に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア（贈賄）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

- 指名停止措置要領（抄）
付表第2

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上9月以内